

申告期間 2月18日(月)～3月17日(月)

※所得税の還付申告は、1月から室蘭税務署と市役所3階第1会議室で受け付けしています。

◇市が行う申告受け付けの場所・月日・時間

場 所	月 日	時 間
市役所3階第1会議室	2月18日(月)～3月17日(月) (土・日曜日を除く)	9時～11時30分 13時～16時30分
市役所1階6番窓口	3月2日(日)・9日(日)	
鷺別公民館	2月28日(木)・29日(金)・3月7日(金)	
婦人センター	3月3日(月)・4日(火)	
登別温泉ふれあいセンター	3月6日(水)	

※事業所得などの確定申告は受け付けしません。

※住宅ローン控除が、税源移譲に伴う所得税の減少により、所得税から控除しきれなかった方を対象とする市・道民税の住宅ローン控除の申告は、1月から受け付けしています（詳しくは1月号をご覧くださいか、お問い合わせください）。

◇損害保険料控除の廃止と地震保険料控除の創設

地震保険への加入を促進するため、地震保険料控除が創設されました。この控除は、平成19年分所得税と平成20年度市・道民税から適用されます。

これにより、短期損害保険料控除は廃止になりましたが、一定の長期損害保険契約に係る損害保険料については、従来の損害保険料控除を適用する経過措置が設けられました。

※一定の長期損害保険契約とは、次の要件を満たすものです。

- ①平成18年12月31日までに締結した契約（保険期間の始期が平成19年1月1日以後のものを除く）
- ②保険期間が10年以上で満期返戻金のあるもの
- ③平成19年1月1日以後にその損害保険契約の変更をしていないもの

地震保険料控除の金額

区 分	所得税（平成19年分から）	市・道民税（平成20年度から）
1. 地震保険料控除	支払保険料の全額 (上限50,000円)	支払保険料×1/2 (上限25,000円)
2. 旧長期損害保険料控除 (経過措置)	従来の長期損害保険料の計算どおり (上限15,000円)	従来の長期損害保険料の計算どおり (上限10,000円)
3. 上記1と2の両方の控除がある場合	上記1と2の合計額 (上限50,000円)	上記1と2の合計額 (上限25,000円)

問い合わせ

税務グループ

(☎⁰⁵1155)

◇e-Tax^{タックス}（国税電子申告・納税システム）をご利用ください

- ・e-Taxは、国税の申告や納税をインターネットで行うシステムです。
- ・e-Taxから所得税の確定申告を行い、本人の電子署名と電子証明書を併せて送信した場合、所得税額から5,000円（その年分の所得税額を限度）の控除（平成19年分か平成20年分のいずれか1回）を受けることができます。
- ・また、給与所得や年金所得の源泉徴収票、医療費の領収証などの添付が不要になります（書類内容の確認のため、3年間保管してください）。
- ・詳しくは、国税庁ホームページ（<http://www.e-tax.nta.go.jp>）をご覧くださいか、室蘭税務署（☎⁰⁵4151）にお問い合わせください。